

平成28年第2回川本町議会臨時会会議録

(第1日目)平成28年5月10日 午後1時30分開議

櫻本 事務局長	<p>失礼致します。事務局長の櫻本でございます。本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本日の出席議員中、年長議員は木村議員でございます。よって、木村議員が臨時議長となります。</p> <p>木村議員、よろしくお願いを致します。</p>
臨時議長 (木村議員)	<p>(議長席へ移動)</p> <p>ただいまご紹介を賜りました木村でございます。この度、町民の皆様から多くのご支援を賜り議席をいただいた事に感謝しております。本町を取り巻く状況は皆さんご存知のとおり課題も多く山積しておりますが、私は本町が笑顔あふれる日本一のとか、笑顔が出せるニュースとか、心豊かな暮らせる町づくりをモットーに取り組んでいきたいと考えております。皆様方、よろしく諸先輩、よろしくご指導賜りたいと思っております。では、議長選出まで慣れない議長でございますが宜しくお願ひ申し上げます。じゃあ座って努めさせていただきます。</p>
々	<p>それでは、本日、一般選挙後、初めての議会でありますので、議員の皆様方からお一人ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。</p> <p>1番議員さんから順次、自席においてご起立のうえ、ご紹介願ひます。では、山口さんからよろしくお願ひ致します。</p>
1番 山口議員	<p>山口節雄でございます。私は日本共産党の議員として2期8年振りに、この町議会で活動させていただく事になりました。日本共産党は今年で創立94年を迎えます。日本の政党の中では一番古い、一番歴史のある老舗の政党ですが、戦前は命がけで侵略戦争に反対して、戦後は平和憲法の下で民主主義を守る為に、国民は主人公という立場で活動して参りました。私は、その一員として川本町の為に我が国の為に精一杯頑張っていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。議会人としては新人なので行政当局の皆さん、先輩の議員の皆さんにご指導を賜りたいと思ひます。宜しくお願ひします。</p>
臨時議長	<p>(「続きまして3番議員」の声あり)</p>

3番
高良議員
この度、2期目を迎えさせていただきました高良敏幸でございます。本町を取り巻く問題は、いろいろ山積みであります。議員としてチェックと提案、また町民の声を届ける事を主眼と致しまして、より良い町づくり、町民の皆様が安心して暮らせる町づくりを目指して頑張る所存でございます。宜しくお願い致します。

臨時議長
(木村議員)
「ありがとうございます。続きまして4番」の声あり

4番
石川議員
石川達也でございます。出身は多田でございます。宜しくお願い申し上げます。私は選挙ポスターに勢いのある町づくりという事を書かせていただきました。そして、もうひとつ助け合い支え合う町づくりという事を書かせていただきました。何が町民の為になるのか、10年先、20年先を見据えて皆さんと一緒に議員一同頑張って参りたいと思います。宜しくお願い申し上げます。

臨時議長
(木村議員)
「ありがとうございます。続きまして5番議員さん、お願い致します」の声あり

5番
植田議員
植田でございます。4期目になりました。私は開かれた町政、公平な町政をモットーとしております。執行部とはしっかりと対峙し、またしっかりと提案したものを議論しながら、そして決めたものを一緒になって一生懸命町政発展の為に尽くしたいと思っております。どうかよろしくお願い致します。

臨時議長
(木村議員)
「ありがとうございました。続きまして6番議員さん、お願いします」の声あり

6番
片岡議員
6番片岡です。今期で4期目の議員となりました。明るい未来がきっと来るという事を信じてこれから4年間頑張っていきたいと思っております。終わります。

臨時議長
(木村議員)
「ありがとうございます。続きまして7番議員さん、よろしく申し上げます」の声あり

7番
飯田議員
5期目を迎えました飯田武則でございます。5期と言いましても1期1年がございましたので、年数で言いますと14年目という事になりました。私は1期目当初から行財政改革の継続と協働で活力ある町づくりという事を一

7番
飯田議員 貫して訴えてきております。また今回の選挙でも、これを大きく取り上げさせていただきました。今までの経験と更にこれからもっと伸ばしていきたいと思っております。もう1つは自由民主党川本町支部の幹事長を務めております、飯田でございます。よろしくお願い致します。

臨時議長
(木村議員) 「ありがとうございます。続きまして8番議員さん、お願いします」の
声あり)

8番
大畑議員 大畑でございます。いつの間にか8番という非常に数の多い番号になりましたけれども、もう一度、初心に戻って頑張っていきたいと思っておりますので、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。以上です。

臨時議長
(木村議員) 「ありがとうございます。続きまして9番議員さん、お願い致します」の
声あり)

9番
圓山議員 はい、失礼します。圓山でございます。有言実行、とにかく嘘のない自分の口から出た言葉には責任を持ってもらう。同じく自分も自分の言った事は責任をもって行うという事を信条として頑張っていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

臨時議長
(木村議員) ありがとうございます。以上で議員の皆様のご紹介を終わります。

々 続きまして、町長よりあいさつをお願い致します。番外三宅町長。

番外
三宅町長 本日、平成28年第2回川本町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆様には万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。町内各地で田植が進み、一年で一番美しい田園風景となっておりますが、熊本地方を中心に大きな災害が発生し、現在も余震が続いております。犠牲になられました皆様にお悔やみを申し上げますと共に被災された皆様にお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い日常生活への復興を願うところでございます。

さて、議員の皆様におかれましては、去る4月17日に執行されました川本町議会議員選挙において、町民の大きな信託を受け、めでたく当選の栄誉を得られました。ここに執行部を代表致しまして、そして3,440人の町民を代表致しまして心からお祝いを申し上げる次第でございます。ご承知の

番外
三宅町長

ように本町の議会は60年の長い歴史を持ち、歴代の議長を始めとして多くの議員諸先輩のお力と関係各位のご尽力によって培われ、品格ある議会運営によりまして伝統と美風が継承され、町民の幸せと文化の向上に進められているところでございます。今後とも議員の皆様と職員がこれまでもまして、それぞれの立場において議論を尽くし、町政を支える両輪として共に歩みを進めていただき、町民福祉の向上と川本町発展の為に活躍いただきます事を心から願うところでございます。私も初心を忘れる事なく、議員の皆様と共に手を携えて町政の発展に全力を尽くして参る決意でございます。申すまでもなく選挙中にも議員の皆さんが直接肌で感じられた事と存じますが、町民の皆様のご要望と期待は無限でありますように、行政においても多種多様な新たな諸課題が山積を致すと共に、更なる町民への満足度の向上に繋がる施策の展開が求められているところであります。一方では、人口減少・少子高齢化社会を迎え、また社会経済情勢も変化する中、地方創生がスタート致しました。厳しい財政事情も相まって、これから歩む道のりは決して平坦なものではなく楽観視できる状況ではございません。私ども執行部と致しましては、全職員一丸となって、この難局を乗り越え「だからこそ、川本」と言われるよう引き続き町民の皆様のご幸せの為に精一杯の努力を傾聴して参る所存でございます。

本日、ご提案申し上げます案件は予算案件6件、その他案件1件でございます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定いただきますよう申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

臨時議長
(木村議員)

ありがとうございました。以上で、町長の挨拶を終わります。

続いて副町長以下、執行部の紹介の前に、平田代表監査委員から自己紹介をお願い致します。よろしくお願い申し上げます。

番外平田代表
監査委員

代表監査委員の平田です。よろしくお願い致します。私はもう2年過ぎまして、あと残り任期が2年となっております。いろいろと監査させていただく中で、やっぱり監査の目標は何だろうかと日々、自分に問う事がございます。基本的には自治法199条3項に書かれているように「財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理が、自治法の第2条第14項・第15項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうかを、特に、意をもってやっているところがございます。それは監査する団体の住民の福祉の増進、経済性、効率性、有効性、組織及び運営の合理化、規模の適正化の視点です。具体的にチェックするにあたり、事務の執行においてPlan Do Check Actionはされているのか、現状の問題は何であり次にどう政策を積み

番外平田代 表監査委員	上げていくのか、また仕事の仕組み作りが管理職から一般職まで各々のレベルでどう行われているのかがポイントだと思っています。ここに重点をおいて監査業務を行っております。任期、あと2年、よろしくお願いします。
臨時議長 (木村議員)	ありがとうございました。それでは、副町長以下、管理職の自己紹介を自席にて順次お願い申し上げます。
番外 松井副町長	副町長の松井でございます。よろしくお願い致します。
番外 谷川教育長	教育長の谷川でございます。2年目に入りました。よろしくお願い致します。
番外宇山町 民生活課長	失礼します。町民生活課長の宇山です。よろしくお願いします。
番外森川総 務財政課長	失礼致します。総務財政課長の森川でございます。どうぞよろしくお願い致します。
番外左田野 まちづくり 推進課長	失礼します。まちづくり推進課長の左田野でございます。よろしくお願い致します。
番外高良産 業振興課長	失礼致します。産業振興課長の高良と申します。どうぞよろしくお願い致します。
番外湯浅教 育課長	失礼致します。教育課長の湯浅でございます。よろしくお願い致します。
番外長田健 康福祉課長	失礼致します。健康福祉課長の長田でございます。よろしくお願い致します。
番外杉本地 域整備課長	失礼致します。地域整備課長の杉本でございます。どうぞよろしくお願い致します。
番外瀬上会 計室長	失礼致します。会計室長の瀬上です。よろしくお願い致します。
臨時議長 (木村議員)	ありがとうございました。以上で、紹介を終わらせていただきます。
々	それでは、ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達してお

臨時議長 | りますので、会議は成立しております。
(木村議員) | これより、平成28年第2回川本町議会臨時会を開会致します。
 | ただちに本日の会議を開きます。
 | 本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりでございます。

々 | 日程第1「仮議席の指定」を行いません。
 | 仮議席は、ただいま着席の議席と致します。

々 | ここで暫時休憩を致します。 (午後1時46分)
 | 代表監査委員と執行部の方は、ここで退席をお願いします。
 | 議員の皆様は議員控室へ移動願います。よろしくお願ひ申し上げます。
 | (代表監査委員・執行部全員退席)
 | (全議員、控室へ移動)

々 | それでは、会議を再開致します。 (午後1時51分)

々 | 日程第2、「議長の選挙」を行います。

々 | 選挙の方法は投票により行います。議場を閉鎖致します。閉鎖願います。
 | (事務局長、議場を閉鎖する)

々 | ただいまの出席議員数は9名であります。

々 | 次に、立会人を指名します。川本町会議規則第31条第2項の規定よって、
 | 立会人に3番高良議員、4番石川議員を指名します。
 | それでは投票用紙を配りますのでお待ち下さいませ。
 | (事務局長、投票用紙を全議員に配布)

々 | 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効と致します。
 | 投票用紙の配布漏れはございませんか。皆さん、ありますね。
 | それでは「配布漏れなし」と認めます。投票箱を点検します。
 | (事務局長、投票箱を開いて全員に示す)
 | 皆さん、ご確認願います。
 | (「見えん」の声あり)
 | はい、「異状なし」と認めます。
 | ただいまから、投票を行います。よろしいですか。

臨時議長
(木村議員) それでは、1番の山口議員から順番に投票をお願い致します。前の方の投票箱へお願い致します。

(1番議員から9番議員、順次投票中。臨時議長(2番)は最後に投票。)

々
投票漏れはありませんか。
(議員対応状況確認)

々
はい、「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。
それでは、開票を行いますので、3番の高良議員、4番の石川議員よろしく
お願い致します。開票立会をお願いします。

(開票作業中：演台で開票中)

(事務局長は「開票集計票」を作成して臨時議長に渡す)

々
それでは、選挙の結果を報告致します。
投票総数9票、うち有効投票9票。無効投票0票です。
有効投票のうち、植田議員 8票、山口議員 1票。
以上です。
それでは、議場の閉鎖を解きます。

ただいま、議長に当選されました植田議員に・・・失礼致しました。
この選挙の法定得票数は3票でありますので、植田議員が議長に当選されま
した。

それでは、議場の閉鎖を解きます。
(事務局長、議場を開鎖する)

々
ただいま、議長に当選された植田議員に、会議規則第32条第2項の規定
よって当選の告知をします。

々
続いて、新議長当選承諾及びあいさつを自席にてお願い致します。
5番植田議員。

(自席にて、承諾並びにあいさつ)

5 番
植田議員 ただいまの選挙において、栄えある当選をいただきました。たいへんありがとうございました。常に議会の運営には公平を期し、町民の福祉向上の為に全身全霊を掛けて努めたいと思います。どうかよろしくお願い致します。それと、この度の選挙、ギリギリのところ選挙という事になりました。無投票の可能性がギリギリのところまでありました。なぜ、こういう事態になったのか、それをこの4年間掛けてしっかりと次の選挙までには、どうしたらそういう事でなく多様な人間が立候補出来るかというような議会改革も行っていきたいと思います。どうか、これからもよろしくお願い致します。ありがとうございました。

臨時議長
(木村議員) ありがとうございました。それでは植田新議長、議長席にお着き願います。これをもって、臨時議長の職務は全て終了致しました。ご協力ありがとうございました。

々 それでは、暫時休憩を致します。 (午後2時01分)

(臨時議長自席へ・新議長、議長席へ交替)

議 長 それでは会議を再開致します。 (午後2時11分)

々 ここで、議事日程を追加致します。追加議事日程はお手元に配布しているとおりでございます。

々 日程第1「議席の指定」を行います。
議席は、会議規則第3条第1項の規定により議長により指定致します。
議員の皆さんの氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。なお、議長は慣例に従い9番と致します。

議会事務局
長 失礼致します。それでは読み上げます。
1番、山口議員 2番、木村議員 3番、高良議員 4番、石川議員
5番、片岡議員 6番、飯田議員 7番、大畑議員 8番、圓山議員 9番、
植田議長です。以上でございます。

議 長 ただいま、朗読致しましたとおり議席を指定致しました。それぞれの議席にご着席願います。
暫時休憩を致します。 (午後2時13分)

- 議 長 (全議員、新しい議席へ移動)
それでは会議を再開致します。 (午後2時14分)
日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員には議長において、1番山口議員、3番高良議員を指名致します。
- 々 続きまして、日程第3「会期の決定」の件を議題と致します。
お諮り致します。
本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日1日間とする事に決定しました。
- 々 お諮りします。
本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正出来る事になっています。
これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議なしと認めます。よって、そのように「決定」しました。
- 々 日程第4「副議長の選挙」を行います
選挙の方法は投票により行います。議場を閉鎖致します。
(事務局長、議場を閉鎖する)
- 々 ただいまの出席議員数は9名であります。
- 々 次に、立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に2番木村議員、5番片岡議員を指名します。
投票用紙を配ります。
(事務局長、投票用紙を全議員に配布)
- 々 念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。白票は無効と致します。
投票用紙の配布漏れはありませんか。

- 議長 「配布漏れなし」と認めます。投票箱を点検します。
(事務局長、投票箱を開いて全員に示す)
「異状なし」と認めます。
ただいまから、投票を行います。
それでは、1番の山口議員から順番に投票願います。

(1番議員から9番議員、順次投票中。)
- 々 投票漏れはありませんか。
(議員対応状況確認)
- 々 「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。
開票を行います。2番木村議員、5番片岡議員は開票の立会をお願い致します。

(開票作業中：演台で開票中)

(事務局長は「開票集計票」を作成して議長に渡す)
- 々 選挙の結果を報告致します。
投票総数9票、うち有効投票9票。
有効投票のうち、飯田議員 8票、山口議員 1票。
以上のおりであります。
- 々 この選挙の法定得票数は3票でありますので、6番飯田議員が副議長に当選されました。
議場の閉鎖を解きます。
(事務局長、議場を開鎖する)
- 々 ただいま副議長に当選された飯田議員に、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。
- 々 続いて、新副議長当選承諾及び挨拶を自席にてお願い致します。
6番飯田議員。

6 番
飯田議員 (自席にて、承諾並びにあいさつ)

ただいまの副議長選挙で当選の栄をいただきました飯田でございます。今回の選挙戦で皆様方、各議員さんが町民の皆さんから聞かれたその思いをこの議会に反映していくためと。また町の執行部と一緒に町政を点検、または進めていく。そしてこの議会、議長を支えて議員の皆さん共々に発展をさせていきたいと思っております。よろしくお願いを致します。

議 長 ありがとうございます。

ここで、暫時休憩を致します。議員の皆さん、控室の方へお願い致します。
(午後 2 時 2 3 分)

々 会議を再開します。
(午後 2 時 2 7 分)

々 ここで、お諮り致します。先ほど、6 番飯田議員他 1 名の議員の方から「発議第 2 号」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っておりますが、これにご異議有りませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

々 従って、「発議第 2 号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題とする事に決定しました。

々 それでは、追加日程第 1、「発議第 2 号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題と致します。

々 提出者から提案理由の説明を求めます。6 番飯田議員。

6 番
飯田議員 「発議第 2 号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」。
上記の議案を、地方自治法第 1 1 2 条及び川本町議会会議規則第 1 3 条の規定により別紙のとおり提出します。

平成 2 8 年 5 月 1 0 日提出。

提出者、川本町議会議員 飯 田 武 則。賛成者、川本町議会議員 大 畑 茂 久。

提案理由ですが、3 ページをお開き下さい。

6 番
飯田議員 平成25年第1回臨時会（平成25年1月24日）において、議会運営委員会の委員定数を4人に改正しているが、これは、議員の欠員により、議員数が8名となったことに伴うものである。

この度の改選により、議員数が議員定数の9人となったことにより、前回改正前の定数5人に改めるものであります。以上でございます。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありますか。

（「ありません」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

々 「発議第2号、川本町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「発議第2号」は原案のとおり「決定」しました。

々 ここで、暫時休憩を致します。

議員の皆さんは、控室へ移動願います。 (午後2時31分)

々 会議を再開します。 (午後2時49分)

々 それでは、日程第5「常任委員の選任について」の件を議題と致します。

（委員会名簿作成・配布）

お諮り致します。

常任委員会委員の選任については、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配布いたしました名簿のとおり、それぞれ5名の委員を指名したいと思いますが、これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議 長 異議なしと認めます。
よって常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。
- 々 日程第6「議会運営委員の選任について」の件を議題と致します。
お諮り致します。
議会運営委員の選任については、川本町議会委員会条例第5条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よって、議長において5名の委員を指名します。
2番、木村慶五議員、3番、高良敏幸議員、4番、石川達也議員、7番、大畑茂久議員、8番、圓山達雄議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。
よってそのように決定致しました。
- 々 それではここで、暫時休憩とし、各委員会において、正副委員長を互選していただきますようお願い致します。
まず、総務教民常任委員会は議員控室、産建町民常任委員会は大会議室の方で、終わりましたら議員控室の方へ全員集まって下さい。それで議運の方は、各委員会が終わったら大会議室の方で議運委員長を決めてから控室の方へ。
（午後2時52分）
（各議員～会議室へ移動）
- 議 長 会議を再開します。 （午後3時26分）
ここで、各委員会の正副委員長の互選結果について、報告致します。
- 々 総務教民常任委員長に、5番、片岡議員、副委員長に、4番、石川議員。
産建町民常任委員長に、8番、圓山議員、副委員長に、2番、木村議員。
議会運営委員長に、3番、高良議員、副委員長に、7番、大畑議員。
- 々 以上の常任委員会の正副委員長に選任されましたので、ご報告致します。

議 長

日程第7、「邑智郡総合事務組合議会議員の選挙」を行います。

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法につきましては、議長が指名する事にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。指名推選により、議長が指名する事に決定しました。

それでは、お手元に配布しております名簿のとおり、指名致します。

お諮り致します。ただいま指名致しました4名を当選人として定める事にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、植田議員、飯田議員、片岡議員、圓山議員が邑智郡総合事務組合議会議員に当選され、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

々

日程第8、「江津邑智消防組合議会議員の選挙」を行います。

々

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法につきましては、議長が指名する事にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、指名推選により、議長が指名する事に決定しました。

それでは、お手元に配布しております名簿のとおり、指名致します。

お諮り致します。ただいま指名致しました2名を当選人として定める事にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、植田議員、飯田議員が江津邑智消防組合議会議員に当選され、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

々

日程第9、「邑智郡公立病院組合議会議員の選挙」を行います。

々

お諮り致します。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。指名の方法につきましては、議長が指名する事にしたいと思います。これにご異議はありませんか。

議 長

か。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、指名推選により、議長が指名する事に決定しました。

それでは、お手元に配布しております名簿のとおり、指名致します。

お諮り致します。ただいま指名致しました3名を当選人として定める事にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、お手元に配布しております名簿のとおり、植田議員、高良議員、石川議員が邑智郡公立病院組合議会議員に当選され、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

々 次は、日程第10「特別委員会の設置について」の件を議題と致します。

々 お諮りします。

本案について、5人で構成する「広報発行対策調査特別委員会」、全員で構成する「活性化対策特別委員会」、「江の川水防対策調査特別委員会」、それぞれの特別委員会を設置し、これに付託のうえ閉会中に本調査を終了するまで継続審査をしていただく事にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

々 お諮りします。

ただいま設置されました、それぞれの特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配布しております名簿のとおり、広報発行対策調査特別委員会に、3番 高良議員、1番 山口議員、2番 木村議員、5番 片岡議員、8番 圓山議員。

活性化対策特別委員、江の川水防対策調査特別委員に議員全員を指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)。

異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

々 それではここで、各特別委員会の正副委員長の互選結果について、報告致します。

広報発行対策調査特別委員会委員長に、3番 高良議員。副委員長に、1番 山口議員。

議 長 活性化対策特別委員会委員長に、9番 植田議員。副委員長に、6番 飯田議員。

江の川水防対策調査特別委員会委員長に、9番 植田議員。副委員長に、6番 飯田議員。

々 以上、特別委員会の正副委員長に選任されましたので、ご報告致します。

々 ここで、暫時休憩として、議会運営委員会を開催しますので、関係者の皆さんは大会議室へお集まり下さい。

他の議員の方は、議員控室にてお待ち下さい。 (午後3時31分)

議 長 会議を再開します。 (午後3時40分)

(町長、副町長、教育長、以下執行部全員入場し自席につく)

々 ここで、執行部より追加議案が提出され、先ほど議会運営委員会にて協議した結果、追加日程第2として「議案第54号、川本町監査委員の選任について」を議事日程に追加することに致しますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

々 お諮り致します。

日程第11、「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町一般会計補正予算(第6号)》」から、日程第17、「議案第53号、専決処分の承認を求めることについて《工事請負変更契約の締結について》」までを一括議題にしたいと思いますが、これについてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

々 それでは執行部から、提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略します。

それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。

々 はじめに、日程第11、「議案第47号」から、日程第12、「議案第4

議 長

8号」について説明を求めます。番外森川総務財政課長。

番外森川総
務財政課長

それでは「議案第47号」について、ご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めますのでございます。専決処分の事項と致しましては、平成27年度川本町一般会計補正予算（第6号）で、専決処分年月日は、平成28年3月22日でございます。

次のページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正としましては、歳入歳出それぞれ1,300千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ5,807,741千円とするものであります。詳細につきましては、8ページに予算説明資料を付けておりますので、そちらの方をお開き下さい。

今回の補正は、除雪作業及び降雪に伴う倒木処理に係る業務委託費の補正でございます。まず、歳出でございますが、8款、土木費、除雪作業委託及び倒木処理業務委託1,351千円は、除雪作業及び降雪に伴う倒木処理業務の追加により増額するものでございます。また、6号補正の端数調整の為、2款、総務費の研修旅費を51千円減額するものであります。

次に、歳入でございますが、17款、繰入金、財政調整基金繰入金1,300千円は、先ほどの歳出の財源として基金を取り崩すものであります。

次に、基金の状況でございますが、6号補正の結果、財政調整基金1,300千円を取崩、27年度末の基金残高の合計は1,435,480千円となる見込みであります。

次に、繰越明許費の補正の関係でございますが、前に戻っていただきまして議案の3ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費の補正であります。2つの事業を追加し、また3月定例会で議決をいただきました2つの事業について変更するものであります。追加とする事業は、集会所大規模改修事業10,000千円と、3月定例会の5号補正で補正予算を議決いただきました自治体情報システム強靱性向上事業31,414千円を28年度へ繰り越すものでございます。また、変更する事業は、住まいづくり応援事業及び中倉日向線改良事業で、それぞれ繰り越す事業費に変更が生じたので、住まいづくり応援事業は5,000千円を増額し48,144千円を、中倉日向線改良事業は4,860千円を増額し116,060千円を、それぞれ28年度へ繰り越すものでございます。以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

々

続きまして、「議案第48号」について、ご説明申し上げます。

番外森川総務財政課長

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の事項としましては、平成27年度川本町一般会計補正予算（第7号）で、専決処分年月日は、平成28年3月31日であります。

次のページをお開き下さい。

歳入歳出予算の補正としましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ742,932千円を減額し、歳入歳出の総額を5,064,809千円とするものであります。

詳細につきましては、予算説明資料によりご説明致します。

27ページをお開き下さい。

まず、歳出でございますが、2款、総務費、減債基金積立金9,200千円の増額は、地方交付税の確定に伴い増額するものであります。

次の、しまね留学加速化事業4,000千円は、国の10分の10の事業であります地方創生加速化交付金事業の採択を受け4,000千円を計上するものであります。内訳としましては、広域連携事業として教育の魅力化に取り組む離島中山間地域の本町他8町村が連携し、プロジェクトに取り組む事業の負担金として2,000千円。学習交流センター改修工事費として1,000千円、島根中央高校の県外から入学生が増えている中、下宿環境を整備する補助金として1,000千円を計上しております。

その他の科目におきましては、事業の確定に伴いそれぞれ減額をしております。特に大きな減額の事業について説明をさせていただきます。

2款、総務費の庁舎移転に伴うシステム等移転管理委託82,000千円の減額は、防災関係のシステムや各ネットワークの移転等、庁舎移転に伴う移転費用の確定により減額するものであります。

9款、消防費、デジタル防災行政無線整備工事費365,900千円の減額は、移動系の防災行政無線の整備について、邑南町にある基地局や隣の合庁の中継局等、島根県の施設を活用させていただく事により、当初予算より大幅に減額になった事。また、各家庭に設置した個別受信機等に無線放送する同報系におきましても、入札減により減額になった為であります。

10款、教育費、川本中学校耐震補強工事費14,900千円の減額は、耐震診断により補強工事の内容が変更となり事業の確定に伴い減額するものであります。

次に、26ページをお開き下さい。

歳入でございます。主なものとしましては、1款、町税、法人税3,337千円の増額は、決算見込みに伴い増額しております。

2款、地方贈与税から7款、自動車取得税交付金までにつきましては、交

番外森川総務財政課長

付額の確定に伴いそれぞれ増額、減額をしております。

9 款、地方交付税 9 8, 3 2 7 千円は、特別交付税の 3 月交付の額が確定した事により増額するものであります。

1 3 款、国庫支出金、周波数有効利用促進事業補助金 1 2 0, 0 0 0 千円の減額は、歳出でご説明しましたデジタル防災行政無線整備事業の額の確定に伴い減額するものであります。同じく国庫支出金、学校施設環境改善交付金 1 7, 8 0 0 千円の減額は、中学校耐震補強工事の額の確定に伴い減額するものであります。同じく国庫支出金、地方創生加速化交付金は、しまね留学加速化事業の財源であります国の 1 0 分の 1 0 の交付金であります。

1 6 款、寄附金 6 7 0 千円は、ふるさと思いやり基金寄附金の実績に伴い増額するものであります。

1 9 款、諸収入、災害共済金 1 3, 2 0 0 千円は、谷戸町営住宅の火災に伴う共済金であります。

2 0 款、町債に付きましては、2 8 ページに町債の一覧がございますので、そちらをご覧ください。集会所施設整備事業から過疎対策特別事業まで、事業の確定に伴い、それぞれ個々の事業におきましては増額、減額がございますが、今回の補正におきましては 3 9 9, 2 0 0 千円の減額とするものでありまして、限度額は 1, 4 2 2, 0 0 0 千円となるものでございます。

次に基金の状況でございますが、事業が確定致しましたので、財政調整基金の 2 7 6, 4 0 0 千円と、その他特定目的基金のうち、ふるさと思いやり基金 7 2 7 千円、雇用創出基金 1 7, 2 4 0 千円の取崩を止め、財政調整基金 6 3 1 千円と減債基金 9, 2 0 0 千円を新たに積立、また過疎地域自立促進基金の積立を 2 4 0 千円減額致します。この結果、2 7 年度末の基金残高は財政調整基金、減債基金、特定目的基金の合計で 1, 7 3 9, 4 3 8 千円となる見込みであります。

次に、繰越明許の補正でございますが、議案の 5 ページの方に戻っていただけますでしょうか。

5 ページの第 2 表、繰越明許費でございます。今回の補正予算に計上致しました 2 款、総務費、しまね留学加速化事業 4, 0 0 0 千円について、2 8 年度へ繰越をするものでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

次に、日程第 1 3、「議案第 4 9 号」から、日程第 1 4、「議案第 5 0 号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健

それでは「議案第 4 9 号」について、ご説明申し上げます。

康福祉課長

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。専決処分の事項は、平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）。専決処分年月日は、平成28年3月31日でございます。

それでは、次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額から23,000千円を減額し、予算総額を610,039千円とするものでございます。内容につきましては、医療費、国・県の負担金、補助金収入等の確定に伴うものでございますが、6ページに資料を付けておりますので、そちらで説明させていただきます。

まず、歳出でございますが、医療費が見込みより低く推移した為、保険給付費の中の一般被保険者の療養給付費と高額療養費が、それぞれ16,000千円と2,000千円の減額となります。また、予備費も5,000千円減額としております。

次に、歳入でございますが、医療費実績を考慮して市町村の取得格差を調整する為に交付される普通調整交付金が9,838千円の増。3月診療から12月診療分を元に交付される退職医療に係る療養給付費交付金は8,300千円の増。県の特別調整交付金が842千円の増となっております。一方、医療費の支出が見込みより下がった為、療養給付費国庫負担金が17,500千円の減、県の普通調整交付金が4,200千円の減、高額医療費共同事業交付金が2,477千円の減額となっております。又、歳入不足を補う為、45,717千円の基金取崩を予定しておりましたが、医療費の減額により取崩額を18,000千円減額としております。なお、この結果、平成27年度末の基金残高は31,415千円となる見込みでございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

々

それでは、続きまして「議案第50号」について、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるところでございます。

専決処分の事項は、平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）。専決処分年月日は、平成28年3月31日でございます。

次のページをお開き下さい。

今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に146千円を追加し、予算総額を130,534千円とするものでございます。内容につきましては4ページに資料を付けておりますので、そちらで説明させていただきます。

後期高齢者医療特別会計では、町で収納致しました保険料は還付分は除き、

番外長田健 全額を島根県後期高齢者医療広域連合へ納付金として納める事となっております。これに基づきまして、現年度分の普通徴収分の増額分を追加して補正するものでございます。以上でございます。ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第15、「議案第51号」から日程第16、「議案第52号」について説明を求めます。番外杉本地域整備課長。

番外杉本地 それでは、「議案第51号」について説明を致します。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

専決処分の事項は、平成27年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)。専決処分年月日は、平成28年3月31日でございます。

次のページをお開き下さい。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ16,684千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ251,813千円とするものでございます。10ページ以降に説明資料を付けておりますが、まず11ページをご覧ください。

歳出でございますが、事業費の確定によります不要額の減額でございます。特に大きなものと致しましては、総務管理費の一般管理費のうち、需用費におきまして施設等の修繕費が確定した事による3,545千円の減額。委託料におきましては、川本浄水施設の送水ポンプを今年度28年度に新設する為、27年度に予定していた保守点検を取り止めた事による2,375千円の減額。償還金利子及び割引料におきましては、起債借り入れ予定額の減少に伴う利息1,830千円の減額。公課費におきましては消費税の還付等に伴います3,250千円の減額でございます。建設改良費におきましては、簡易水道再編推進事業等におきまして、交付決定による事業費が確定した事による3,724千円の減額でございます。基金積立金におきましては、事業の確定により水道事業基金積立金におきまして1,892千円の減、建設改良基金積立金におきましては1,935千円を増額するものでございます。

続きまして、資料の10ページをご覧ください。

歳入につきましても、同様に事業費の確定によります減額でございます。特に大きなものと致しまして、繰入金におきまして簡易水道再編推進事業等の歳出減額に伴います13,344千円の減額。又、同様に町債の3,200千円を減額するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。失礼致しました、ご承認のほどよろしくお願い致します。

番外杉本地
域整備課長

続きまして、「議案第52号」について説明を致します。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）。専決処分量は、平成28年3月31日でございます。

次のページをお開き下さい。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ967千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ70,728千円とするものでございます。

7ページに説明資料を付けておりますので、お開き下さい。

まず、歳出でございますが、事業費の確定により不要額の減額を行うものでございます。特に大きなものと致しまして、集落排水事業費の農業集落排水事業費のうち事業費におきまして、施設等の修繕費が確定した事による619千円の減額。委託料におきましては、施設管理委託の確定により360千円を減額するものでございます。

次に、歳入でございますが、繰入金におきまして事業費の確定に伴います歳出総額の減により1,016千円を減額するものでございます。以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

失礼致しました。先ほど農業集落排水の数字を私は間違えて言っておりました。歳出の減額の部分で施設管理委託の委託料でございますが、これは306千円の減額でございます。失礼致しました。

議 長

次に、日程第17、「議案第53号」について説明を求めます。
番外湯浅教育課長。

番外湯浅教
育課長

それでは、「議案第53号」について、ご説明申し上げます。本議案は、平成28年1月21日に議決いただきました、川本小学校屋体耐震補強工事請負契約について、その一部を変更する契約を締結する必要が生じた為、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めます。

専決処分の事項は、工事請負変更契約の締結についてでございます。専決処分量は、平成28年3月31日でございます。

次のページをお開き下さい。

今回の工事請負変更契約については、契約の目的は、川本小学校屋体耐震補強工事でございます。変更する内容は、5項目めの工期でございます。変更前完成日は、平成28年3月31日としておりましたが、変更後完成日を

番外湯浅教 平成28年8月31日とするものでございます。変更の理由としましては、
育課長 工事に伴う騒音を考慮し、大規模な作業を夏休みを含む期間を中心に行う事
とした為、工期を延長する必要性が生じた為でございます。以上、ご承認のほ
どよろしくお願い致します。

議 長 以上で、「議案第47号」から「議案第53号」までの提案理由の説明を
終わります。

々 それでは、これより「議案第47号、専決処分の承認を求めることについ
て《平成27年度川本町一般会計補正予算（第6号）》」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第47号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本
町一般会計補正予算（第6号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々 よって、「議案第47号」は原案のとおり「承認」されました。

々 次に、「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて《平成27
年度川本町一般会計補正予算（第7号）》」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
はい、7番大畑議員。

7番 大畑議員 まず歳入のところで、地方交付税2,103,383千円ですけれども、
これの内訳をちょっと教えて下さい。それと、次に歳出の方ですけれども、
地方創生加速化交付金ですけれども、今回認められたのはこれだけなのか、
どうなのかという事と、それからこの3点のこれは繰越になっていますけれ

7番
大畑議員

ども、この3点について何をしようとしておられるのかという事と、それから教育費のところ、島根中央高校教育振興助成金2,500千円の減となっていますけれども、これと何時だったか前の議会だったか忘れちゃけれども、ふるさと納税がありましたよね、それで、ふるさと納税の島根中央高校助成分で4百幾らかだったと思いますけれども、それに回してますよね。それとの関連性があるのかなのか、以上、お伺い致します。

議 長

番外森川総務財政課長。

番外森川総務財政課長

それでは最初のご質問の地方交付税の2,103,383千円の内訳でございますが、普通交付税が1,731,056千円でございます。それと特別交付税が372,327千円でございます。以上でございます。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野まちづくり推進課長

議員ご質問のうち歳出の関係ですが、加速化交付金につきましてこれだけだったのかという事でございますが、実際に国の採択を現時点で受けているのは、これだけでございます。川本町で加速化交付金で申請できる枠としてハード・ソフト合わせて80,000千円の枠があったと考えております。その内、76,000千円につきましては、エゴマに関連する事業、ソフト・ハード含めて76,000千円の申請を致しました。それと合わせて4,000千円につきましては、しまね留学という事で島根県と連携して取り組んでいるものプラス、それに関連する事業として申請致しまして、今回一次採択の段階で認められたのは、こちらの4,000千円だけでございます。その内4,000千円の内、島根県全体として広域して連携して取り組む生徒募集等、又は高校の魅力化の事業について、これは共同で行うものが2,000千円。それと残りの2,000千円につきましては、80,000千円から2,000千円を除いてもう2,000千円ほど加速化交付金の申請枠がございましたので、このしまね留学の関連という事でございまして、川本町、今は寮の方もいっぱいになってきておりますので、住まいづくり応援事業と同じような割合で自宅等を改修して下宿生をして下さる方の受け皿の為の改修事業として事業費ベースで2,000千円を想定しまして2分の1の1,000千円、それと学習交流センターの方が全て和式トイレという事で、今回のそういった事業費の残りのところで洋式化したいという事で、今回1,000千円の事業費をここに計上したものでございます。それから島根中央高校教育費のところ、2,500千円減額しているが、ふるさと納税

番外左田野
まちづくり
推進課長

との関連は如何という事でございましたが、これは関連しておりません。今回、減額しましたのは生徒募集に係る経費等々で不要額になったものを集めて今回、減額にしたところでございまして、先般、計上しましたふるさと納税に伴う補助金につきましては、高校の方の部活動支援とか、そういうものに一緒に使わせていくという事としておりまして、それに伴いましてこちらを減額したというところはございません。以上でございます。

議 長

大畑議員、ようございますか。
はい、7番大畑議員。

7番
大畑議員

今の下宿環境整備補助金ですけれども、2,000千円の内の2分の1という事でしたけれども、これは例えば私が下宿を受け入れるにあたって家を改造するという時の助成も、例えば500千円要ったとすると250千円の助成という事なんでしょうか。それとも限度額という事があるのかないのかお伺いします。

議 長

番外左田野まちづくり推進課長。

番外左田野
まちづくり
推進課長

今の加速化交付が決定したところで詳細のところは要項を今から詰める事としておりますが、考え方としましては議員が例に挙げられましたような例を対象としまして町内で下宿をしておられて当時からすると年数が経っておりますので、今後、下宿をしようとされたら若干でも改修が生じると思っておりますので、住まいづくり応援事業と同じフレームの中で助成をする事によって受け皿が作ればというふうに考えたものでございます。

議 長

ようございますか。
（「今のは、取り敢えずはそれで良いですが。もう1つ他の件で追加で。」の声あり）
はい、どうぞ。

7番
大畑議員

地方債のところで399,200千円減額になっておりますけれども、これで地方債残高の見込みはどれだけになりますか。

議 長

番外森川総務財政課長。

番外森川総

27年度末の地方債残高が4,208,166千円の予定でございます。

- 務財政課長 見込みでございます。
（「はい、結構です」の声あり）
- 議 長 他に質疑ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第48号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町一般会計補正予算（第7号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。
- 々 よって、「議案第48号」は原案のとおり「承認」されました。
- 々 次に、「議案第49号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）》」の質疑を行います。
- 々 質疑はありませんか。ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第49号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

議 長

よって、「議案第49号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第50号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）》」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第50号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第50号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第51号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）》」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第51号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）》」に賛成の皆さんの挙手を求

議 長 めます。

 挙手、「全員」であります。

 よって、「議案第51号」は原案のとおり「承認」されました。

 次に、「議案第52号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第3号）》」の質疑を行います。

 質疑はありませんか。

 3番高良議員。

3番
高良議員 一般会計からの繰入金が減額処理となっているのですが、この減額となった要因というのを簡単に説明していただけませんか。

議 長 番外杉本地域整備課長。

番外杉本地
域整備課長 減額の理由と致しまして、基本的には歳出総額の減額というところが状況でございますが、先ほどお話ししましたように施設の修繕費等々が思ったよりも少なかったというところの実績でございますとか、施設管理委託のものがですね、実際に予定しておったものよりも見積額が低かったというところがあるところが要因となっているところでございます。

議 長 はい、3番高良議員。

3番
高良議員 これは今の説明だと修繕費等が減少したという事なんですけど、この施設は一般会計から操出をしている施設なんですけど、今後、またこういう事が修繕費に係ると思うんですけど、その辺の今後の計画というか係るような見込みとというようなものを持っておられますか。

議 長 番外杉本地域整備課長。

番外杉本地
域整備課長 修繕費につきましては、どのような状況で発生するか分からないところがありますので、算出の持ち方として月にこれぐらい係るであろうというものを積み上げたものとしておるというところがあります。ただ施設の老朽という部分においてはですね、なかなか未だ想定はしていないというところが現

番外杉本地
域整備課長
議 長

状でございます。

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第52号、専決処分の承認を求めることについて《平成27年度川本町農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第3号)》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第52号」は原案のとおり「承認」されました。

々

次に、「議案第53号、専決処分の承認を求めることについて《工事請負変更契約の締結について》」の質疑を行います。

々

質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。

「議案第53号、専決処分の承認を求めることについて《工事請負変更契約の締結について》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手、「全員」であります。

々

よって、「議案第53号」は原案のとおり「承認」されました。

議 長 それでは次に、追加日程第2、「議案第54号、川本町監査委員の選任について」の件を議題と致します。

々 ここで、地方自治法第117条の規定により、7番大畑議員の退席を求めます。
(7番 大畑議員退席)

々 執行部から提案理由の説明を求めます。番外三宅町長。

番外 川本町監査委員の選任について。
三宅町長 下記の者を川本町監査委員に選任したいから、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。
住所、島根県邑智郡川本町大字川本470番地。
氏名、^{おおはたしげひさ}大畑 茂久。
生年月日、昭和28年1月31日生まれ。
平成28年5月10日提出。川本町長 三宅 実。

議 長 以上で提案理由の説明を終わります。
これより質疑を行います。
質疑はありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々 これより討論を行います。
討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。この採決は「挙手」により行います。
「議案第54号、川本町監査委員の選任について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
挙手「全員」であります。

々 よって「議案第54号」は原案のとおり「同意」されました。

々 ここで大畑議員の除斥を解除し出席を求めます。

